

書面添付制度のご案内

税理士法人 仲田パートナーズ会計
代表社員 仲田敏捷

書面添付とは？

- 平成 13 年の税理士法改正により「書面添付制度」ができました。これは税務申告書に税理士法 33 条の 2 に規定する書面が添付され、かつ、税理士法第 30 条に規定する税務代理権限証書の提出がある場合、税務調査着手前に税理士に対して意見陳述の機会が与えられ、その結果、**税務当局の疑問点が解消されれば実地調査が省略される場合もある**というものです。

これは、「納税義務の適正な実現を図る」という税理士の公共的使命を具体化するため、その担保として、書面添付と調査着手前事前意見聴取により、税務の専門家である税理士の立場を尊重するための権利を制度化したものです。

書面添付のメリットは何ですか？

- 書面添付は申告書の内容が真実に基づくものであることを、私たち税理士が「お墨付き」を与えるものです。その結果、**税務当局・金融機関等に対し申告書の内容についての信頼性が担保される**ことになります。
また、書面添付をできるようにすることは正確な記帳を促すことにも繋がするため、会社の現況を正確に把握する効果もあります。

どのようにすればいいのですか？

- 書面添付制度は前述のとおり、申告書の内容が正確であることの説明をするものです。信頼性を確保するためには当然事実の記載をする必要があります。事実と異なる会計処理を行っている場合は書面添付ができないということです。そこで、正確な帳簿の作成をお願いすることと共に、必要に応じ、事実を証明する書類の確認をさせていただくことにご協力いただく必要があります。また、当事務所では毎月巡回監査を行っており、より正確な帳簿の作成が支援できるよう努めております。